46
1270
8

45
1270
3

うつしおの序

吾が友人佐藤ようこうしの
ろうい人なる人を立ちうる業
みな天の命のうちにまちたるう
ゆえに人々人のうちを立て
行ひ人の本をしたがひ
孝悌忠信の道理修身齊家
の方理その人々に立ちうるまを
つとめ人々その方理を学ぶ
するなり いつれをゆるがせ
とと人を人をいはを流の
人とするなり 正人教諭

まことにこれのミの事なり
信をうしなへハ義にそむく
ものまなびしらぬをしといふハ愚に
して愚のうへに愚なるものそ
いふ一文ふ知すしらぬ人の療治の
ゆるしきる人あり学者をいやしく
そいましへの聖賢のをしへといふハ
昨事を一〃に書著しおふなり
彼の人学ふすしいふハ誠意正心
をおろそかにうしなうといふものそ
となり六十八歳の病所にても
ごひかし倦りすゝしのこらむつき
しらえてまかしもれなくまいらせ

候　庚子玄月廿一日息心
ものけ人の稽古ニ讀書寫字
ニ誠ある謹をあらましくといふ
なりま名人ともあらくまれなりまさ
に毎ことかくことを志しさうかの
もなしといふ是をこのむしの
こよのハ猶まされなるそといふ
忽諸藝の中に稽古といふその
なかにも讀書寫字の事をそ
いふ中下のところくをこゝろえ
さうもすなりといふハ海あし
また太后より諸侯太夫まで
まなく学といふハあるまし

まことに天然自然の生質といふべき
なり此ところ孔子の門人子路
それを仲ど一学人にて学問
なり結人とこれいふれをもつて
さる人もあれどもいふ七八歳
ころより既にその体を指いよ
むとかくと人の乃和を以交をも
を人のみちと定めることをく
是をもつてそこいふかくあるべく
きことなり
忠孝仁義人生自然の生性あり
学ぶ学の事といふを学問
くと所とあるを学にて人
あるこのもあるをいふ合

あるべくよこかこの我後世を今の
をもつて名を今の言ふ性をもつて
うつなくて評議して学の事
を論ずあるべきことをあるといふを
ゐつ物人者あるべきあるべき物
なる人そなるといふべきなん
そを言獣賊をいふんまこと
泥中の蓮蓮華を中に今を殺
あるなり擇ふべきこと
自然と分明なりといふ分明
その屋に実とを分明なるなるぶ
さるべきいろはハ人を方をもつて
まうせるこゆゆるに見消しい
そに書をもつてこのこと

[illegible]

唐
楊綰字公權華陰人少孤貧事
母至孝大曆中拜相制下朝士
相賀奢侈者靡然改行綰性
清儉獨處一室五右圖書凝
塵滿席澹如也世以比山濤楊
震及卒帝嘆曰天不欲吾致
太平邪何奪吾楊綰之速也
謚文簡

ワフシテ孤貧母ヲ養フ孝
ナリ大曆年中ニ宰相

羅紹士相賀ス奢侈ノ者
ラフ靡然トシテ
其ノ行ヒヲ改ム
ノ性質清儉ニシテ一室
ニ獨處シテ五右ノ書凝
塵ヲ席ニ滿ス澹如タリ
ヨノ人之ヲ山濤楊震ニ比
フトナリ卒ニ帝ノ嘆ジタマヒ
ケラク天ワレヲシテ太平
ヲ致サシムルヲ欲セザル我ガ
楊綰ヲウバヒ速カニ
ナラシムルカナト
人臣ノ極始終全備ス

又字味餘ありまことに史典
をてらし給ら

晋羊琇字穉舒泰山人道
濟有才幹與世祖同年相
善世祖曰後富貴時見用作
領護軍各十年世祖即位累
遷左將軍特進毎冬月釀
常令人抱甕須臾復易人酒速
成而味好琇性奢豪屑炭和作
獸形以温酒洛下豪貴效之
初鍾會之伐漢請琇為參軍
其母辛憲英謂從子羊祜曰
會任事縱恣非持久處下之道
吾畏其有異志也戒琇曰行矣
戒之軍旅之間可以濟者其仁恕
乎竟得全歸詔以琇嘗諫會
反賜爵關内侯

そのむしめ勝状ありまさや
君臣知遇の縁故ありけ人の母
辛憲英八旬歳の賢女なり鍾
會の漢を伐とき人参軍なり
あるとき従子羊祜に會の志
まさをかるに久しく人の下に居
つまじきかまいあらず軍旅の
あいだ仁恕のこころをもとよし
なせとこまりく志めし戒めしか
またはよりつしみありしかと

全くく功をあらはし舍うを忘れ
ありをとゝりいさめくを不義とおもく
うをとそのきさきを先とをもり尋周囲
度といふと婦人母の辛苦をもて史
興とてをくり伝り

羊叔子の從孫にて羊昇字延祖
といふあり世いろ兗州八伯といふ
名士の一なりその人くを八伯放る
宏伯都鑒八方伯胡毋輔之達伯
卞壼八裁伯蔡謨八朗伯阮孚八
誕伯劉綏八委伯羊昇八黠伯
古の八俊に擬しなるといふ昇が
官八丹陽尹なり

南北
羊侃字祖忻梁父人少環瑋
膂力絶人善馬矟嘗於兗州堯
廟蹋辭直上至五尋横行得七
跡泗橋有數石人偃執以相擊悉
皆破碎雅好文史嘗即席應詔
賦詩帝吾甫仁者有勇今見
勇者有仁可謂鄒魯遺風英
賢不絶矣性豪侈善音律初
赴衡州於兩艧艓起三間通梁
水齋飾以金玉錦繡設帷屏
列女樂乘潮解纜臨波置酒
緣塘傍水觀者塡咽大同中有
詔設命侃延魏使賓客三百余人

食器皆金玉雜寶至夕侍俾百
余人俱執金華燭偓不飲酒而
好賓遊終日酬獻同真醉醒性
寛厚嘗南還至漣口置酒有客
張孺才者醉于船中失火延燒
七十余艘所燔金帛不可勝數
偓聞命酒不輟孺才慙懼自逃
偓追還慰喻之加厚

この人没るの後少うして瓌瑋
なりといふ力を盡すこと尤れらるの道
若しくは史をたのし
ここのりを慈して治
を賊を帝曰仁者ハ勇あり今
みな勇ありて仁あるを都督
のまこと風英賢ならしめ治
政ありしこと
性豪俠ありて吉律とよくす其
衡州にゆくとき赤ちの五と二
約にたてさせ五ことを通
のうをとりて住家と自ゆし
水齋なりて治樣ありうるに
金玉(沛)秀各惟慶をふけ中に女
樂をつらねて待り酒して
僕をこれ酒のそそ八酒を
そのありうをを壺をもちあり
をををを酒雜をなりあいし

せよとの事なり人作の大同年
間に桃園の使ありて偽て命して
池を堀せしめらる賓客三百余人と
共食堂に集まりて酒あり
宴を開かしめ給ふ諸侯
百余人各〻金花燭をさしけいて
礼をなす偽酒をあまたす
して大賓遊をなすこと
高く用ゐる醒醒なる人情
らを其性寡なり嘗て
人ふるを遠ひ
まゝしるに
くいるの酩酊して失ふ

多くたちまちに
金渡に失うつて
しる金帛を
を偽用ゐうて酒を命じ
いるる孺才に
ちなれ逃さ
りくまを
くあつくいる
酒屋なり

晉李密字令伯犢爲武陽人父早
亡母更適人鞠于祖母劉氏武帝
徵爲太子洗馬語書屢下密上表
自陳母祖母無以終今日祖母無
以終陳今年四十有四祖

母劉今年九十有六是后盡鄙于
灣下之日長敢劉之日敢逆帝覽表
日密不忘有母名不忘慶和聽之
於表

この人の陳情表は人々のくこころを
うごかしこの人の評は蜀孔明の出
師表と雲合霧伯の陳情表とを
て淚と流さるるこの人不忘孝のあつ
そしいこの人孝の義の氣質うり
若惠君實天生しいふとを師を
りしめ交遊を擇べくしてふとして忠
若信義の人の乃ちをいふべきもの
のこと不渝なるうの事なり

南北羊情以明徑投指令尉隱于
指令山一日與志遠欲道士欲于
沅容洞洞中忽外地七日乃覺云
初見一人自云雲無邀入洞中不間
有物遊出云曰是青雲芝是令云之落
仙情取令云之自是惟飲水覺身
輕日形數百里淡入要服山云云
云見云

この人四位の人指令尉を投ぜ
義然こうの一官人のまるいちまを
のの山たうくの一日志遠欲の道士と
沅容洞くいふて酒をのむこの事
ハまてたちまちたとをとうう

七日ゝしてさうあらうとなんうとめ
一人名を吉兵衛といひしものむすこ
間中ゝ入て伝ふ石の乃ゝうち遊ぶ
おとゝうをいてゝうるものをみて妻
いふ是なんを霊亀なり是を合
して仙を求ゝなりといふ羊情是
をくろふこれもりしあるものむ
のゝうにて食を却て手ゝ分ちう
ゝ推さすとそれ一日ゝもゝ数
百里なり仮ハ高ハ高ハ
いふこれもり人の人ゝ
きゝ天ゝを大概ゝ訳し伝ふ日本
ゝんの約ゝふかゝるゝの名ゝ
ゝのゝてハなゝうゝこの羊情ゝめ
仙境として拍食の尉ゝなる業

而後の人ゝとゝを重ゝいは
つゝ化ものなり

書をよむ人わ才義ゝ湾ゝ
ゝのゝ知りふひゝうゝなゝ人理を
詳ゝすゝゝゝむ完なゝ自然
の字かゝゝゝゝ大臣の帰崇を
あゝゝんゝ乃ひとなゝゝ事ゝなゝ廣
氏のゝうゝ今日ゝ分れ意の理愛
ゝなゝいゝつゝゝゝゝゝ天命と
うゝうゝとそのゝうゝを安ゝたれハ
富者ゝいふをおゝゝなゝやゝゝた
たゝゝゝ寢食ゝて日日を洗ゝ
四ゝゝゝ事ゝ元貴人ゝいふの
部なゝゝ庶の天徳秀の事と

うつし作り

元德秀字紫芝河南人少孤事母
孝母亡廬墓天宝中任魯山令天下
重其行稱曰元魯山房琯歎曰
見紫芝負字使人名利之心都盡及
卒家惟杖屨翰墨亂而已後人作
先生

元魯山ハ人ノ自然ノ知遇アルヿ賢ニ
不肖ヲ愛シ山ヲ愛シテ賢ヲ愛ル
ナリ古ヨリ多ヿ

なるものとのヿハ人ノ多ク所ヘ
居の間ハ心淺ノ事多シ学ンヿ
して学の事をうるヿ多なれハ今
の人のごとくそこ多なれハ
しこ多し人ハ義勇決宜のうるすこ
やうに若為ふ時の淺あるを好ふなり
淺の方儲のこと

うつし作り

方儲字聖公歙人其地在今淳安講
孟氏易精通圖讖建初間舉賢良
方正對策為天下第一拜議郎轉
洛陽令後追贈尚書令封黟縣侯
世傳其仙去兄儕弟儼俱有學行
儲為郎中章帝使文郎屋左武
郎屋右儲正住中曰臣文武兼
備在所施用上嘉其才以亂

絲什備使理備拔佩刀三斷之對
日反經任勢臨事亦然
人宮八たゝ武宮八右ゝ定め
ら死ゝ死ゝ中に正位ゝ
言言ゝ宮八ゝ武蔵傷ゝ
用す面ゝとなり帝その才を
愛ゝ〳〵ゝたゝ
光ゝ中ゝ敕ゝ平ゝ佩佩
刀ゝ中ゝ光ゝ三郎ゝ對曰ゝ
あゝ八字意歳ゝ〳〵
日本信ゝ〳〵ゝ光ゝ
郷治ゝ人ゝ
庭の方千歳免唐なり字を雄龍と
桐庭の人藏通中拳進士不第德

境湖と時徐凝有詩名一見于宏
之投以詩律于顔頗酒又免闕而喜
湯海嘗湯廉帥溪之拜人號方
三洋晩遇醫補兵廣又號補齋
人生ゝ詩多警句門人礼淫曰玄英
先生

つの人の大きんたいゝ
ゝ〳〵ゝ所〳〵ゝ人〳〵
ゝゝいゝんやゝ三枝の大ゝ
面ゝゝのあけてゝ
ゝゝ宋の方綱ゝ
作り
方綱青陽人八世同爨家屬七
百口居室六百區毎日鳴鼓會

食嘗出穀五千石賑貸公貧民
景德初旌表其門
ひろく衆のために会をもうけて七百人居
室六百所つくりて舎会を五
千石を出して公貧民をすくはしめ
やすきものをして行を教ふ
三門を旌表すといふ幼稚より
庾をもこえ集虚といふ
留人を作る
元集虚河内人少好群籍仕為協
律郎博通三教以儒為主南遊
愛廬山之勝結溪亭于東南五老
峯下自稱山人不復出仕與
白居易柳宗元韓愈相友善

ひろくこれを通して儒をもて
主とす傍とをしすといふ孔子をもて
主となりこれをもてこれをもてこれ
いつまでもこれをもてこれをもてこれ
のうの人もありといふ孔子老子釋迦
をひとつに混じてさらにこれ
をこれこれをもてこれ
仏をけ所をもてこれを
どうなるもあるこれをもてこれ
人をこれ作る廬山の境地をもてこれ
東南五老峯の下に庵を結ぶ
あるこれをもてこれ
韓文その風採をもてこれ白氏柳柳州
自ら山人と称すといふ
の山人をもてこれ

唐

元萬頃諸儒論撰禁中萬頃與選凡撰列女傳臣軌百寮新戒樂書等九千余篇至朝廷擬議表疏皆密使參處以分宰相權故時謂北門學士

宋

元明善嘗副一蒙古出使交趾及還國王贐以兼金蒙古受之明善不受國王曰彼使臣已受矣公何固辭明善曰彼所以受者安小國之心我所以不受者全大國之體

宋

元溥字泉卿宜興人幼業進士輒棄去喜為唐詩自號耘軒有歲後書懷云他鄉故鄉老若此新歲詹歲窮依然烹茶但有二升水沽酒初無三百錢其處約安貧亦可尚云

いとけなかりしより立身のうれさ
をうけ三字業成紀進士たりしを
いふ合巵をすて耘軒をもとしく
才をあくるとうらつくさあうらを客
宿途をさけうらうたる唐詩を愛
けるをいふ歳後の書懷息心を紀の
ものあれ自まこいふまこいあるまこ紀郷
故郷いつまこいふまこ老ハかくのごし
新歳看業らしくあらくまこいふ
くまこ四の貧のこ依然こうて茶を
の茶をみそやうう多之なりといふ
こうなり茶をふるに二升こうう
のふハあまこくまこ酒をかうまこめ
うり三百文の銭なりふの詩を評

して約ニ處り貧賤を安んじ亦たらな
通し高尚なりといふべし是れ我
いふらしく料簡あるべきなり
尚友録にも列し侍り貧賤の世に学
ありし学者の名せさるをみる不幸と
いふべし忘れたともてすて才からさ
まのとおりてしも書のふるき自からしく
しそありなしいはしく人を富者ならう
ふかきへあおへこすすそといふ[illegible]
ハ度しくてしかしハ佛のはなまりしこと
まやひろいやしなれとしるからさせじ
人く用心をしてもろつゆうん出へのす
なり

鄖姓
晉の鄖形ハ草書ニ工みなりこれを
浮しく崇林棲精のたとしてうの

をしとなるやうにふふまり

一朝ニ名をあらわさ士農のすくく
きよくその人を称しのち史冊に
光耀ある文武の衣冠か名の
人もみなそをしほその人一代の
勤労なみくのことにあらさる
をおんふくこれをこれというふ

宋
米芾字元章呉人號海嶽外
史為文奇險特妙于翰墨篆隷
真行草無所不工畫山水人物自名
一家精于鑒裁遇古器物画書極力
求取由浛光尉累官禮部員外

郎知淮陽軍于友仁字元暉其
文詞書畫深得家法高宗甚眷
注嘗賜御書右文殿碑又詔書道山
碑紹興間為工部尚書知制敷文閣
元章守連水地接靈壁蓄石甚
富入玩終日不出楊次公為察使
正色言曰朝廷以千里付公那得終
日弄石米徑前于左袖取一石嵌空
玲瓏峯巒洞穴皆具色極清潤宛
轉反覆以示楊曰如此石安得不愛
楊殊不顧乃納之袖亦出一石疊嶂
層巒奇巧又勝又納之袖最後出一
石畫天劃神鏤之巧顧楊曰如此石
安得不愛楊忽曰非獨公愛我又
愛也即就帯手攫得之徑登車而去
元章嘗謁蔡攸于舟中攸出右軍
王略帖示之元章驚嘆求以他書
相易攸有難色元章曰若不見從
某即投此江死矣因大呼擢船舷
欲墮遂與之　庚子十二月十四日夜灯下

元章の書を愛せしこと右軍の王略帖を
いのちよりも愛せしもことわりなり尚
の士の長ずる所は人品なり
なり然るに官職その人品にしたがふ

太平冬十四日夜二更尚灯
寂々耳邊灘聲
殊凄々

漢
禰衡字正平平原般人氣尚剛傲

矯時慢物建安初遊許下陰懷一刺
既而無所適至於刺字漫滅或問之曰
何不從陳長文司馬伯達乎衡曰卿欲
使我從屠沽兒輩耶又問當今復誰
可者曰大兒孔文舉小兒楊德祖文舉
深愛其才上疏薦之云鷙鳥累百不
如一鶚曹操召為鼓吏衡為漁陽過
蹀躞而進容態有異聲節悲壯操
送于劉表表送于黃祖祖長子射
音亦大會賓客時有獻鸚鵡者射
音曰願先生賦之娛嘉賓衡攬筆而
作文不加點祖性急竟殺之劉荊州
自作書欲與孫伯符以示衡衡曰如此
為欲孫策帳下兒讀之耶使張子布

見之耶
陳長文八陳寔の孫なり父八陳寔の
長子陳紀字元方元方の子長文司馬
伯達考つへし
孔融字文舉孔子二十一代孫年十年
適又到洛陽時李膺有盛名為司
隸校尉詣門者皆後才清稱及中
表親戚乃通文舉至門謂閽者曰我
是李府君親戚通前度膺問曰高
明祖父與僕有舊恩乎對曰昔先君
仲尼與君先人伯陽同道而相師友
則融與君累世通家膺及賓客莫
不奇之大中大夫陳韙後至人以告
韙之韙曰小時了了大未必佳文舉曰想
君小時必當了了韙大慙遂為北海

相立学校表儒術獻帝都許昌
許大中大夫融高洁敦可政而
通名雲常將復漢室之祀志在
難然才謀意度廣远必成功嘗探
忘其威望嘗之嘗曰座中客常
滿樽中酒不空吾無憂矣融與蔡
中郎素厚蔡亡後有虎賁頻類
蔡文舉無酒法呼與共坐曰雖共
老成人尚有典刑　融被收時中外
惶怖融二兒尚小放行戮子遜
客融謂使者曰冀州一才二兒可
得全不見徐進曰大人豈見覆巢
之下尚有完卵乎尋收至女僮七歲
又在收因將加戮女謂兄曰若兄而有
知得見父母豈忍苟免頸乃延頸
就刑

人の立身して名を後世に伝ふ
みなその人を史冊にあらはす
のちの人これをみてこれを法
とし　ひとりの孫磨くこと
一人を成就して天下の人と
いふべきいうていはゆる賢とも
とも老聲あるひとをいふ
宋の王禹偁ハその父彭を公延と
ともに酒をすすめ　小麦の粉
宋
王禹偁字元之鉅野人九歲能

文甚敏贍太宗朝舉進士為右
拾遺遇事敢言以直躬行道為
己任嘗獻端拱箴及御戎十策
文章獨步當時累遷翰林學士
所著有文集五十餘　禹偁父本
磨家畢士安為州倅禹偁少時代
其父輸麴公庭士安方命諸子屬
對云鸚鵡能言爭似鳳禹偁應聲
而對曰蜘蛛雖巧不如蚕士安嘆曰子
文章滿腹必當名世為黃州守暮
月政化大行士子慕其風采不遠千
里從之境有二虎鬬其一死而食
其半君羊鷄夜鳴經月不止占者
謂守臣當其咎禹偁表云宣室
鬼神之問敢望生還茂陵封禪
書正期身後帝曰禹偁其已乎
不久卒
子嘉祐第進士官至殿中侍御
史曾孫份進士甲科官至戶部侍
郎
宋
王珪字禹玉萬州人弱歲即奇
警大の藝の字二字ようなる筆法言
うをつくしむ奇八奇特の事として
なるこいと類とあはまり紙なるの
しるをいふ弱歲ようのこと
をいふ奇藝なり

日詔数十言慶暦中及第試學士院
真文典麗有西漢風朝廷大典冊多
出其手

弼年ゝ高落あり日に数十言の
古文成そらんじ涌と筆暦年中
ゝ及賢ゝ學士院ゝくゝ文成
成ゝあるゝ典雅清麗なる西漢の
風ありと清神先生のゝるゝゝあるゝ
なり朝廷の大典典冊用のゝゝとの
その人ゝるゝ人のゝたゝ出ゝゝゝ
治平四年名至藁珠殿兼端明殿
學士賜盤龍金盤監維陽郡
治平四年めして藁珠宮ゝゝゝ
端明の學士を兼ねしめて盤龍の金盤
ゝゝ維陽の大郡を監ゝせゝむゝ

ゝゝ陳升之八幕官なり王安石と衛尉
卿ゝゝ

陳升之為幕官王安石為衛尉丞韓
琦を守足邦初園内芍藥開
有金腰帯曰原公石四人同賞各餘
花一朶沒相徙為相果花獨
陳公至公韓ゝゝ人王周士と四人園
内の芍藥を賞し金腰帯四朶ある
を上のゝゝんさゝ興せゝられゝゝゝ
後此公ゝゝ相ゝゝゝて宰相ゝる果
して花の殘なるゝゝゝとゝゝゝとなり
累官尚書右僕射兼門下侍郎
封岐國公薨贈大師謚文恭人臣の極
なり　所著八義陽集百卷晩築

宮南溪號志堂居士左右相行遊遠
其下一時名流慕之題曰
竹隱　進退明〻作〻〻〻〻〻〻〻〻〻
弱歳号溪〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
文恭〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
號し松竹を〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
遺を〻〻〻余平を〻〻〻〻〻〻〻〻〻
竹隱と〻〻〻一日の名流落を〻〻〻
〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
今後の名を〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻　十二月十六日夜灯下

宋
邵維湘陰人子五人玘琥珪琢珣
兄弟不分財産於所居立怡〻堂
後玘珪皆舉進士第　琥少與兄玘
弟珪同游太學遇至人後歸都嶠山
艸菴修煉元符初蘇軾自嶺南歸
訪琥菴中留旬餘琥後立艸菴西
蜀峨眉山遁去不知所終留題壁間云
往〻來〻二十年更〻深峽在
西川功成行滿界天去回首山頭
月正圓
〻の園閥盈虛のあるいはふ日月の
去秋たち人〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
そのゝ〻めたの後今る人のゝ〻〻〻
つ〻たゝ〻〻人間萬事塞翁〻〻〻〻
と浮失の一定せ〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
看愚あり富貴あり貧賤あり〻〻〻
む〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

宜の決しかたきにあたりてみづから命
をかろんじて決したるは智と
いふべきをしらざれば愚はおなじ
しくおほやけなりとも何ぞかはりあらん
うえの愚なるは内と外との所謂る
愚しきものの愚とはいふべしこれをよくよく
わきまへおくべし
小家のあるじたりとも一國のあるじとなるも
人のうへたるものはみな人のおやなりいはんや
天下の大すぢにたてる赤子をやしなはんとする
ものはしたしみ民の父母なりとかいふためし
ては其の人なればこそくにをさむる
つかさの大なり戦ひ戦ひてよりいふべきこと
うへをさばきを始めとしてなにとかあらそ
その大すぢかはしまぼりたるのの所にあらそ

まことまつりごとをおこなひつとむるより
うちゆたかにして人は枕を高くして安眠す
わが所の御代を祝しおもふのかは
あなたましと雅の事人山のゆたかすそ
たこゆの治平なるのみ営み渡しあるべき
いふ

漢
召信臣字翁卿壽春人以明經甲科為
郎遷上蔡長視民如子後為南陽太守
為民興利教化大行號曰召父詔賜
黄金四十斤遷河南太守治行常為
第一復増秩賜金竟寧中徴為少
府列于九卿

民をみなことごとく子のごとくし民のをやとなり
利をおこし教化をよく行ひけり民

[illegible]の名父と[illegible]しく[illegible]そのころ[illegible]
の法行を案内あるに此名信[illegible]
[illegible]
[illegible]
九卿に列せ[illegible]の法めく身の
[illegible]
名父と称し[illegible]
[illegible]
人の[illegible]
なり

晉賀循字彦先會稽山陰人操尚清厲
建武初拜太常朝廷疑滯皆諮之元帝
渡江宗廟制度皆循所定為當世儒
宗帝曰循冰清玉潔位上卿而居室
才蔽風雨賜六尺床薦席褥并錢
三十萬授光祿大夫

[illegible]人操尚清厲の四字その人品
洋審[illegible]
[illegible]
みなこの賓公に同じ[illegible]元帝
[illegible]
[illegible]
[illegible]南無の[illegible]字[illegible]称[illegible]
帝曰冰清玉潔人の才[illegible]
[illegible]の四字[illegible]十[illegible]位上卿
て居室[illegible]風[illegible]
[illegible]
清風に達し[illegible]

作り

漢末
蔣子文為秣陵尉逐盗中山傷額而死
嘗業子文常乗白馬執白羽扇而出逐
立廟鍾山封蔣侯嘗助楊大眼走魏
軍凱旋人馬跡皆有泥濕南唐追封
莊武帝宋景祐中賜額恵烈廟
曾極詩曰白馬千年繫廟門煙爐浮
動袞龍昏間閑謂説榮枯定貴
骨猶能履至尊

このごとく秣陵の尉なり盜を中山
に敵額するあらんそれをいと常に
いと貴しおもたまふ人なの
大帝建業に於てうるに蔣侯に
白馬をのりて服をうるところ

あるいはれくけの君臣士庶これをたふと
ぶ作る大帝その神靈をつゝしみ廟を
鍾山にうつす是を蔣侯に封せらるゝ
楊大眼の軍を助け秦軍をうちそこな
ひ給蔣侯の人馬みな泥濕のあるを
ふかしかの不思議とあるを南唐より
ものしく莊武帝にて追封せらる宋の
景祐のころ敕額を賜ひて恵烈廟
といふ号極り浮そのことのを感し
作り高の廟を長を三号伏魔大
帝なくいふとはしし今の関帝とい
れも敕賜あり宴殿の序を
なぞふ　是をこの例とする

中ふと天皇文武をこうこに崇敬をとこ西
うれい人民なり小橋ゆ大和神天皇に
しく人民をうり大小邪縣みるこれを崇
くいふなりてこと菟田の宮滝山城の備
山をかかるを天満宮と菜業の宰府
みやこの小野こうこの新延の宮殿あり
而余いこる滝祝しいふと可なりこんか

造作を著作といふ小福宗の紀新
出たる語なりと生徒を著作といふ
平中の狩塗の小山の橋をこうの新
なりこうの大衆是をたとし住持と成
ふるうあるこの橋と成ものをあつむ田を
作り畑をつくり屋を大なるこうなれとつ
くく人をやとふの費をせすこうを

ふちんとふふその日よりこうく仏殿前
[番語] 六の板を多ふなり大宗比板をみく
おのくその用意をなりあるもく
大衆を活して[illegible]
いきつくを福原の親鸞の在[illegible]
しうつあるとうり福奥八月の代
[音] 清大夫獻文を成宝張尭曰義我輪鳥
奥氏奥鳥尭を清之若頃この八幡の
稱をそのこうの是あのこうに若頃
[illegible]を他のこうの祈願を
なり作り

[同] 張丑為質于燕燕王欲殺之走且出
境境吏得丑[丑]曰燕王所為將殺者人言我
有寶珠也王欲得之今我已亡之矣而燕王
不我信今子且致我我且言子之奪我珠

而呑之燕王必殺子刳子腹及子之腸矣
夫欲得之君不可說以利吾且死子腸亡
且寸絶境史恐而殺之

この池五の境吏を欺しこころの武義坊
のあくうの関ちとけいるるかいつも燕と
笑くうの燕を乞をこころをこうんとてをこう
因をこのひとて境を出ける
境吏（境吏の官名）をとらくく
燕をうれをこらくこいかいら
孫を宮くくうらたるそとんかい
とまくくくくくその様をひんくくた
かりく境くに脳をひくかふくこれ
法くその宮殿をうくこの行りり
の言を伝せをして燕をの而ひさ彩
ありくそのむかうれなん境吏案ひそ

呑ミ伝りというん燕をのなくくを
ふの伝をこれくくくとやらうんその
あくくくくれもこうれうんとふ境吏
こうのをこうくおそれくこれをあり
境をもくくれりり

漢
張蒼陽武人嘗仕秦為御史後歸漢從
攻滅荼以功封北平侯孝文初為丞相年
老無齒食女子乳得百余歲乃卒著書
十八篇專言律曆陰陽事蒼初從沛公
攻南陽有罪當斬解衣受刑身長大
肥白如瓠王陵見而異之力請沛公赦之
蒼德陵以父禮事陵陵死朝哭不已每
日朝退嘗先朝陵夫人上食然後
歸家

七人奏して付へし付てて汁史ち
漢に帰く感茶と攻ふること軍功を
小平侯に対せ孝文帝に位の
くしめ丞相くうの光平蓋たり女子の
乳を含して百余歳を為ち書十
八篇をあらはせり伴睿陰湯のこと
をいふ六の人沛ならに法び南湯を以て汁
ぼくあり刑よあくを新を鋤き刑を
あふその分長大北白のうち人す
すられたるを主張これを見れを異を
し沛ろに法くを見をたくあり
王法を文ちこと作ふを主張の法
いうの夫人を母ぶ毎日移逆を
系代のけをこと逆出のこれを先主張の
夫人に朝し合をたくまうこと後

我ら家ふうふ奏の世に汁史漢に帰
して北平侯に文帝の汁丞相となりの主張
の恩をこなふ人かくあるこ史典をてら
しこうり

漢
謝夷吾字堯卿永平中為鉅鹿
太守第五倫令班固為文薦之曰才兼
四科行包三德誠社稷之元龜大
漢之棟甍

うこうの風儀人をとらくこ
奏こすかこれつて薦文ありまく官
職に猶せて新に蒙敕書あり良
文集にみるこれを載せうり樂天
この藏にあり名居没後注にあり
こうの官藏とこの文居元を藏に

袁卿を召して非廉太守とせらる
ときに班固その薦文を作りていはく此代
ハその職の人定まらず班固ハ史官のかしら
人なれとも筆を研のすゝめといふ謝
石の人に禄をつかはしおかせられ諸
すり才ハ四科を兼その行ハ二徳を包ね
社稷の元亀大漢の棟梁と八字称
といふおほきさ重しなり搢紳先生たち
のひとしくあつまりて居るところ此文をおし
天子の御前にさゝけ奉りそのことを叡慮の
職につかさいまくその人をもっての文章に
さだまり三公九卿の列に昇りつかま
いてハ刺史縣令の事をいふなりみる
学問の実を好るかひてありてる功名
を千古史冊にのこしありおいはく文を読ることを
天下後世まで称誉をおのの人々を

られをえらびつゝいはん為しそのこれを
ふふ述なりしことなくし家世のことは
何ぞらく人のしる歳ふくことを作らしめらるゝ
錢家を懐くして子孫長久の事文学
ましいる筆そと決定をへし以用心く
金銀米錢をみなしひとに施さるゝ人
人をふくまれぬ身一生の身持たす
なかりし家業と守りなり家業こそ
このかへとになりてハひそかに害を
ふところにつさへをかつくてさしへとりあ
とその類その弊をなすところなきは
なかにとうえいやうに勤勉人の和
をゆくもの川水満足していつく
一天年を終へ妻子ともに同室
経をひとしさハ功徳あるつまうかす

なり愛敬ありて南面ふるまひこれを
行禅と善根ときこゆるなり　こ
庚子三月十八日二更灯下就寢

漢

謝甄字子徵汝南邵陵人明識人倫
雖郭林宗不及甄之明鑒也仕為豫
章從事

林宗ならの人をよく徴の所業をば
及らを明識人倫人を鑑ふ所ふ
ふ事ふ事ふ國家のたう
ていたる事をもの廣民のおにいち
てをいのふひあるをなれば
人をうろあふつこと事をといふ
ふ事をこうこう結ち

汝

謝譚處士也會稽太守台之為功曹譚
疾辭太守曰龍以屈伸為神鳳以嘉
鳴為貴何必隱形于天外潛鱗于重
淵哉

たちみ所をとありやうとうと謝處士
をとて功曹とせんとせんとて病身つる
のうをを辞しとうをけたちいひ
たりうる事を說の屈伸自在と
鳳凰の所作となんそかなしたそ
うをうを天あるようくしその辭を言
剣をひをひをうるのをうをいうん
あるいをとてうを風をを說をとをを
いを故白賢者をまのをさいうをの
うをうをうたちをうをうをありて

名字を明し作る滅ぼさんとすれども
史冊とて〻〻作らり

唐
歐陽詢字信本臨湘人幼敏悟絶人每讀書
一目數行遂博貫經史仕隋為太常博士高祖
徵時與之游既即位累官擢太子率更令
初倣王羲之書後遒勁過之只牘所傳人以為
法嘗過索靖碑下馬嘆賞三宿其旁乃去
雞林遣使求詢書高祖聞而嘆曰詢名遂
滿京秋耶貞觀初歷弘文館學士封渤
海男卒年八十五子通性本官納言

日本のむかしの中にいろはの書名あるを人とは
今とこそ思ふそのかたちとまる法師神代
あるひは仏教法師の大德みな名義歌
の法さうりくるこゝろ俗名又事といふを
こゝろ音字のすこしとゝまれとそ

入それとうつして烏馬馬くなるやうにかくなる
なり民間よりさとこの方にうつりまゝ作り
和抄にいはのこゝ薗園親まをいとうて書牘の
用ゆるくらいふこと作家流といふものとり
とをくいふ作家流は世親をといふとみる法
度歳肅そのこゝろ度こゝろにかなひたり唐和
くいふの地を掃ひ作る教ある人と言ふを
うろくろふつさまりなりいつれも作るとふ
こと法のうくいむつかつ掃つこゝろ

度
字文融開元中為監察御史歌業
法拓天下游戶萬田以佐軍需中是
擢為覈田勸農使法道導客八
十萬田亦稱是

大國うくして礼法ふかくこと

[illegible]

宋

張浚字德遠漢州綿竹人登進士第
除太常事簿時金粘没喝入汴京欲立
張邦昌浚逃入太學不肯署狀高宗立遷
侍御史時黄汪二人專權盜賊蠭起不
以上聞浚極言金人必來攻請預為備
二人笑之未幾以朱勝非薦進川陝京西
諸路制置宣撫使以便宜黜陟與劉子
羽密謀誅范瓊衆皆悅服平苗劉之亂
帝再三向勞曰曩在睿聖兩宮隔絶日
啜羹忽聞聚卿不覺垂淚手念卿被謫此
事誰任解所服玉帶賜之浚自還夏州
時辛炳以宿憾率御史劾之遂罷為資政殿
學士居于福州都督趙鼎言于帝曰頃八
者陛下遣張浚出使川陝國勢百倍于今
浚有補天浴日之功陛下有礪山帶河之

擅乞召之使居政府帝遂以浚樞密
院以其盡忠竭節諭于中外將士見
浚勇氣百倍未幾召還還右僕射浚
總中外庶政每奏對必言讎恥之
大及覆再三帝未嘗不改容流涕事
無巨細必以咨浚賜諸將詔往往以浚
艸之因呂祉之死遂力求去帝問浚秦檜
何如浚曰近與共事方知其閣檜憾之
諷言官論之安置于永州後以秦檜主
和議因星變欲力陳時事以母許氏年
老恐言之被禍不測許氏知之誦其父咸
紹聖初制策曰予寧言而死於斧鉞不
忍不言以負陛下浚意遂決即上疏言當
今事勢如養大疽於頭目心腹之間不決

不止遲則禍大而難決疾則禍輕而易治惟
陛下謀之於心謹察情偽庶幾社稷安
全不然後將噬臍異時以國與敵者及
歸罪正議此臣所以食不下咽而一冬不能寢
時檜文飾太平見之大怒遂貶連州必欲
寘于死會檜死獲免又以陳俊卿薦
召判建康府浚聞命買舟曰風雲而行
時金兵先斧焚采石烟焰張天人戒浚
勿輕進浚曰吾赴君命之急直前求乘
輿所在而已長江無一舟敢北行者獨浚
乘小舟徑進帝至建康浚迎于道左衛士
見浚無不以手加額浚起廢復用風采隱
然軍民倚以為重帝勞之曰卿在此朕
無北顧之憂遂令措置兩淮軍事
未幾召入朝以為江淮宣撫使封魏

國公孝宗立手書名浚入帝改容
曰久聞公名今朝廷所恃惟公因賜坐
浚淺容言人主之學以一心為本一心合
天何事不濟又力詆和議之非勸
帝堅意以圖恢復帝嘉納之進浚
為樞密使都督江淮軍馬浚請
帝建建康以動中原之心進兵山東
以為吳璘聲援帝每見俊卿問浚
動靜飲食顏頷曰朕倚魏公如長城
不容浮言搖奪浚進兵復宿州中原
震動帝手書勞浚曰近日邊報中外
鼓舞十歲來無此克捷時士大夫主和者
皆議浚非帝賜浚書曰今日邊事倚
卿為重卿不可畏人言而懷猶豫前日
畏
挙事之初朕與卿任之今日亦須與卿終之

浚乃脩飾各處守備帝復名浚子栻
入浚附奏曰自古有為之君腹心之臣相與
協謀同志以成治功今臣以孤踪動輙制手
肘陛下將安用之因乞嚴宵歸帝謂栻曰
朕待魏公有加雖乞去之章日上朕決
不許帝對近臣言必曰魏公未嘗負
名尹穡附湯思退排擊魏公遂降
授特進樞密使充宣撫治揚州未一
月復以浚都督江淮軍馬時湯思退
力主和議遣王之望使金許割四州浚上
言曰秦檜主和李成逆亮之禍今其黨復
出為惡今若復倡和議四海英雄為陛下
用哉帝乃手詔之望等一行體物並冒金
執行人胡昉帝謂浚曰和議不成天也自此
事當歸一矣即命浚視師江淮浚招

徠忠義增置戰船革治弓矢山東豪傑
願受節制旦以檄諭契丹約為應援矣懼
湯思退退諷右正言尹穡論浚浚乃請都督府
浚既去猶疏勸帝務學親賢或勸浚將
事為言浚曰君臣之義無所逃於天地之間
吾荷兩朝厚恩久居重任今雖去國惟望
上心感悟上如用浚浚當日就道不敢以老
病為辭辭闡者渾然行至餘干得疾手書
付二子其略曰吾為國相不能恢復中原
雪祖宗之恥即死不當葬我先人墓側
塋我衡山足矣數日卒浚志在恢復終
身不主和議功雖不就人稱其忠贈太著
保帝思其忠加贈太師謚忠獻所著
五經解及襍說文集奏議
子二人栻杓 栻字敬夫穎悟夙成以吾聖
賢自期與朱熹為友仕為直秘閣後開
府治栻栻內贊密謀外參務孝宗召栻赴
行在栻進言曰陛下上念宗社之仇下憫中原
之苦宜稽古親賢以自輔毋使其小息則
今日之功可(登)成帝異對遷吏部仕郎右文
殿脩撰栻病旦死猶手疏勸帝親君子
遠小人信任防一己之偏好惡公天下之理
卒謚曰宣所著有論孟極說諸書學
者稱為南軒(軒)先生淳祐初從祀孔子
廟庭 栻有公輔之望卒年方四十八帝嗟
嘆不已朱熹謂黃榦曰吾道益孤矣其
師胡宏以論仁親切之旨告之栻退而
思若有得焉宏稱之曰聖門有人矣嘗著
希顏錄以自見帝嘗言仗節死義之

臣雖見栻對曰當於犯顔敢諫中求之
若平時時不能犯顔敢諫他日何望其伏
節死義帝又言難得辯事之臣栻對陛
下當求曉事之臣不當求辨事之臣他日
敗陛下事者未必非此人也其遠小人尤
嚴為都司日肩輿出遇曾覿覿挙手
欲揖栻急掩其窗櫺覿慙手不得下朱
熹嘗言己之學乃銖積寸累而成如敬
夫則於大本卓然先有見者也又著有
洙泗言仁諸葛武渓（侯）傳 經世紀年行
于世栻嘗言曰學莫先於義利之辨義者
本心之當為非有為而為之也有為而為
則皆人欲非天理矣理宗景定（定）間詔
追封為華陽伯 張浚姪子蓋官至
鎮江都統大敗金人于海州

右人の傳よりなること一篇ありてみるに我
こゝに第一篇いまく得たる人のことを
害するは君臣知遇のあつきの張浚
よの衰敗内外の事をよく天下の大事を
我まのそこにて二人の子よく書していふ
栻相公の職にありて中原を恢復せる
ことあらいでも後宋の孤弱を嘆じたること
あらかじめ死後我を先人の墓側に葬る
ことなかれ 朱子曰學ハ銖つみかさねなく
学派我を以文のしれハ大本のおひらく
卓然たり 天下の儀にかなしく天下の
恢復をもとめ人為その学のなりとし奴隷小
また陽のこゝろ人欲をさりたるとたる一に付学う
そのことばのたゞしその一人を天下にあつ
しおそへハ人分のあましてくるこれを

ゆへさらにあらず書とさしなすまゝ
の心ろふべき人を詳まなべる筆と字の
德とすべし

著ハ其不の世まで行ふ書ハ

洙泗言仁　諸葛武侯傳

經世亂筆

父張浚字ハ德遠といへる人なり常ち
まうつりる宗帝の時侍御史まうつり黄
汪二人の者権をとりて盜術螳(蝗)邪をれいると
これを君へ奏せしと張かを知にかしる時
趙鼎奏しけるハ浚ハ猶天浩日之功あり
君孫山等行の物のあふこれをめして
政府に居せしめまし時ハこ主をならしく
樞密院にあつかりし時ハこを忠をつくし

かくふていふことを漢字寫字のうへの
ふつたいのことを數々書をよむまゝ
てハよのことなるそのちにいけ文字を
つとむることなれハこのことを日課
学問を堂すのうんの功德なる道人の
若ゑをもち以をとりなり太いちかり小いよ
いふまく字をいふれハ和なしこまる

晉

潘京字世美武陵人郡辟主簿有機
辯後舉秀才至洛與尚書令樂廣
共談累日廣歎其才曰君天才過人若加以
學必為一代談宗京感其言遂勤學
不倦時武陵太守戴昌父子亦善談
俱為所屈歷巴丘部陵白水陵三令明于
政術道不拾遺

潘公わらゆめ弱王めしてこゝ清しれ

後用ありうるを飛と寵と注の秀す
る選挙せ〻ぬ所なれい学すん全体くも
尚書人を樂廣と累日清談論して樂云
その才を感ずを曰君子人なるかな
そ〻くの廣を学ぶと仰く〻せい恭を一代の
清宗とし人清とその言を感し遂て
勅学〻使千代武清太子義昌
父子を用ることを清を学ぶ廣
已兵部清永清の今となる政術を
ゆるり所と民を清ち道をたく
つをれるを人これを捨る物こる
有を疑を
横辯ありて天子ありたるを学ぶ
てのことにあるを安学ずして横辯ありて
天子をいかるをいかりて安あまるを

節を竭ることを中外の將士これをみく
勇を百倍す大臣のあり棟梁たるを忘て
やすきをいあり〻ことをそ〻ぐを為の
うるこれを國の礼をたり一方を
治と人も就と人をこれを天命といるこれを
ちけ〻ことをうるの治をうることみく
忠義ハまり〻忠義小人ををうるいうち
をを屋ををいのうるなり〻
こ〻ぬへし

張燾字景先為兵部侍郎遣詣河南
脩奉陵寢還奏曰金人之禍上及山陵雖殄滅之
未足以雪此恥復此讎也因極言必不可恃和盟而
忘復仇之大事帝問諸陵寢何如燾不對惟言萬世
不可忘此賊帝默然秦檜患之遂貶燾為成
都府時稱燾之言所謂直言乳吐而星斗寒也

景[illegible]無[illegible]侍郎[illegible]して河南の歴帝
寢[illegible]を[illegible]せ[illegible]る成紀して還り
奏し[illegible]と[illegible]も金人の禍[illegible]
及ひ[illegible]かれ[illegible]
[illegible]必和盟をみて後絶の
大事を忘るま[illegible]帝法[illegible]の
いんと[illegible]
万世の賊とつ[illegible]
言を[illegible]周[illegible]
[illegible]秦檜[illegible]
[illegible]
[illegible]
この秦檜[illegible]金[illegible]の
[illegible]
義士の金人の害[illegible]
[illegible]

世[illegible]
暗[illegible]恩[illegible]義士[illegible]
[illegible]
[illegible]

張惟孝襄陽人通春秋工騎射江陵宣撫使姚希德羅致之及請空名帖以還逾旬與三十騎俱擁甲士五千至部伍嚴肅希德大喜向所繞姓名惟孝曰朝廷負人福難禍易聊為君侯紓一時之難耳名姓不可得也時鼎澧五州危甚于是擊鼓耀兵數日衆至萬人累戰俱捷江上平呂文德招之不就而遁物色之不可得

此人春秋之通士歟射[illegible]
[illegible]

德これを羅致せんとしてこれをへつらひける
がしに官軍の名をけしてかの名をいひ尋
して三千騎許の人と甲士五千人ををひ
引率して希徳が勢に加りその行をふ
許伍敷刺とあまねく一大将として軍合
の西へしきこおりて盛し希徳大におどろき
名その姓名をかへてとことこれをいはれ
たいふ今約定人にしてむして後を福
し是に福寺いでてしの悪魔のしわざ
一州の後をとくひ徐々のらく後のの
行のそのをいふとこのあひに鼎州澧
州なとをいふ所州にあたりし時にあたりし
志備に張惟孝の勢数日の間兵をも
及び累戦しくなんなく徐々のちらを
取てその平を参ありき呂文徳にその事を
こうし惟孝を拓とらへ一般してお道に

待るそのところを治して見れを
ことにいふところその行方を忘しことと
いふこれは実にあるをとりひ君とふその
切なる忠義一途正心派宗の人なるの心の
長ふおもひやるへし

信ふ二十四孝といふ中に跡しく
鯉魚をもとむるは王祥なる世人の耳
となれりところなりしかし待る

晋
王祥字休徴臨沂人性至孝母蚤卒文融
要継母朱氏祥事之極恭謹母欲
生魚天寒氷凍祥将剖氷求之氷解
得双鯉嘗為徐州別駕率兵討寇
州界粛清政化大行龍蔵惣初遷大尉
進晋公付司馬昭爵為王覧顗謂祥
日相王尊重朝臣皆致今日便當

相洋而更学疑迷祥曰王公相去一衍而已
安有天子之子而洞洋人者乎君子恭之人以德
我不為也及入顗孫而祥獨長揖洞洋祥
曰今日幾後見人顧之事也天子幸學振
祥為之免冠面色及率門生離席之
賓　族孫玄我嘆曰大保常正始之世
不在能言之流及興之言獨沈遠豊能
以德掩其言乎亦立人驚羨為敵烈者

書を記酒をすゝめるこゝろをのまもてく
侍るまを作らんそこ美を凝し人道
を深よせをして古の白をこゝ章
をなすこゝろをもこゝを祖こ行とうつの
たゝへふして労して功なしといふ古人
君臣の間父子の間明友のたゝしこゝ

人くの侍あるを一篇二篇これをこゝ
こゝ人のことをとゝ人をこゝろをみこゝ
名をこゝ人くのこゝをこゝろをこゝ
忠孝仁義の侍のこゝあ人のおこなる
つこゝをこゝこゝ或はこれをこゝ
を稱参して自然とこゝこゝ人の言
貴こゝ感得してこゝこゝに風雅自
然と紀熟しこゝ清こゝを清こゝ
こけんのこゝこゝ学問の
下意に学ふまこゝこゝこゝこゝの
こゝこゝ人くのこゝうこゝこゝこゝこゝ学
又の侍下こゝうこゝこゝこゝこゝふこゝこゝ
の侍后のこゝの方の人こゝこゝこゝこゝ

韓琦字稚圭相州人年二十登進士第一
唱名仁宗未之奏曰下五色雲見宋祁以在兵
間最久二宮名實一時知遇得以為主天下
称為韓范范人為曰軍中有一韓西
賊聞之心膽寒軍中有一范西賊聞之
落破膽 公知秦州日嘗發卒修天都
再其後歷相四朝已元兆之發矣 為宣
徽安撫使時歲饑設法行賑全活者七
百餘人 天代以來宗室校少慶場幕合
宇深儒生結通北之鄉書 公駐兵延
安忽夜有人携匕首至帳內起問
是誰曰某來殺諫議之間作遣海曰
張相之魏公復就枕曰取我首去人曰
來不忍得諫議今事已矣 公取
常云亦不治業 公嘗夜作書令
一卒持燭偶他顧燭公髮須公遽
以手麾之而作書如故 久須回視則
別易其人矣 公恐主吏鞭之即亟呼
之曰勿渠令之解持燭矣軍中威服
公在魏府時在陳州卒叛數日而
顧其黨以示者軍中亂之以見按法常
死卒曰四老且病近在數合間常怨
不滿見流矢擲之常諫導一見死
卒復公閱然考按得實法使宣
狀之軍中威服之當流者 公知容
府日有人獻玉盞二隻玉長七寸
公以百金答之為開宴招客特設
一桌以待客客至二玉盞共二日石守

使飲且將用之酌酒歡笑客俄
為一吏漢簡俄頃卓立變色化碎
座客皆恐漢繇吏伏地汗寇公神
色不動乃對客曰凡物成毀皆有
時數俄顧吏曰汝漢地祇之行寇
之有生客皆笑服

英宗初立曹太后用權以公於答
撤簾之後乃有十餘年事熙帝
歲決惡事云邪治太后廢妻太
后每事稱官云因白云水去后曰相
不可永寧宮事云曰前代為
鄧騭貫不免命惡權勢今太后
便能復辟漢馬鄧之不及未為

決而何日撤簾太后遂起侍郎
廣陵令官儀司撤簾簾既
收於御屏後見太后疑 初帝
有疾門侍皆 [illegible]
公文歐陽修同奏事一簾前太后
喝問法度何所道所以陪左廣
勸解太后法未解侍曰以病國家
病之必不能子病母可不容之乎后終辭
在外宜留若失調護太后不得就
其責太后泣曰是何言我心更切更同列
皆為流涕流汗沒物目侍及帝帝
曰太后待我甚厚自古帝
明主不為甚矣稱稱為大孝

豈去餘者不孝或以父母不慈而不孝
此常言不足道惟父母不慈而
子不失孝乃為可稱但恐陷子事
之未盡耳又母豈有不慈者哉帝大
感悟初任守忠建議欲立賢弟邁
大利及帝疾語言妄
相交接每言一日坐宴頃數一道
歐陽脩之參謀
韓公忠自有流弊不利遠既而坐
以事黨石曙忠之建議曰海龍當死
始謫蘄州而宣頃數次與之取日坐
約意以失後則中宮遣其黨史昭
湯等遂竄南方中外感祈快焉時

安撫使而以之疏切言青苗法不使
暗云法不勸將求治為任能能節
儉以化天下自強國用不足行必興
利之名給四要之法變迹之疑元豐
變法諸條舉宜依常平舊法施行
帝神其疏示執政曰時之忠信雖在
外不忘王室朕始意利民不意
害民如此並流放罷青苗法安石
堅持不可時申辭愈切且謂安石
永門用禮以死之懇 公在相府
為相為公為亞相辭溪歐陽脩
奏大政及事國政令則曰同集賢
典府則曰同東廳文字則曰同兩
廳至大事則自決人心為滿幸相

體寫相 平章 先輔之后上曰侍國之
龜鑑歐公心服之德帝嘗曰韓公
能大事決大議無神武筋力動
移天地搖天下於泰山之安可謂社稷
之臣又曰累百歐湯脩何敢望韓
公哉或問侯川曰魏王可學否曰
魏王是用氣寧可學 英宗初封
魏國王神宗熙寧八年薨於一夕
大學演州治樞馬蕃陽帝自為
碑文載張大義彰之前曰兩朝顧
命定策元勳之碑 諡忠獻宗
朝追封魏王配享四人
忠彥輝彥純彥 忠彥徽宗初年相

百姓流人進用忠讜之士棄逐諫官
無辜稱為流人但被貶者之所嗟
不得久居外耳 初忠彥知定州前人
語曰與相公惡者費可安抗失不彥
後汴相封儀國公
韓世忠字良臣延安人用勝如電
勇力絕倫以襲爵立功擒方臘
討河北盜賦授高宗南渡平苗
傅劉正彥之亂累遷橫海武寧
安化之張俊慶使 初世忠從軍
與劉光遠會元求欲濟江世忠乃遣
部將百人伏於長廣堰之日渡江
中數奇無所獲之元求至而濟

廟中伏兵乘勢而出獲其兩將
敗而接戰沔中世忠奮擊殺獲
後不得深虜兀朮之屬兀朮之
兀朮懼沿淮而南所掠以備道世忠以
八千人拒兀朮十萬之衆金人自是不敢
渡江矣張浚薦世忠為京東淮
東宣撫使屯楚州世忠收茶菜之
軍府興士民力役吏人梁氏親織織
為屋將士有怨戰者世忠遣節制
放人人勵招集流散通商惠工山湯
[illegible]
之萬而金人不敢犯
紹武穆被劾奪世忠心不平往語秦檜
曰若須有之字何以服天下也遂抗
疏曰秦檜陰謀國之罪風言論之
世忠連章乞解樞密柄語激憤
檜遂罷為醴泉觀使進封福王
公復職如故自是杜門謝客絕口
不談兵時時跨驢携酒從一二奚
童遊西湖以自樂滌慮自如都未
有權事時將佐宰得見其面所
仁皇后自金還世忠治隨平朝
渭后在北方宋室名慰問后之世忠
自號清源居士
孝宗淳興初追封蘄王謚忠武
子二人[illegible]
彥直登進士第調大社令累官工

新尚書菊亭大納言殿安房国長狭郡
後に新宮[illegible]
対蔵春郡公書據家朋書一分
為類月名心續凡百六十七ヶ条

忠献志武二子の伝略して先
学徒に通じむ文字仮名にて
人臣たる人に子孫常人の学
この外[illegible]
[illegible]て人の[illegible]
心[illegible]
いつ[illegible]
[illegible]
[illegible]

三百

植伊字叔夏有武幹標悍為
衆列侯所知嘗歷豫揚二州軍事
所至招深百姓賴焉興謝玄破苻
堅於淝水功進號右將軍封永脩
縣侯作性漁素不代若音樂畫一
世之妙為江左第一深禁棋弈柯亭
第嘗自吹之至徽之都石京師伯舟
清溪例任業小興徽之相遇時干岸
上過船中客有識徽任者称伊小
字曰是植野王徽之便令人謂伊曰
聞君善吹笛試為我一奏任時已
貴顯素聞徽之名便下加語那床
為作三調奏畢便上車而去客
主不交一言

漢

張佚為國子傅士光武為太子擇傅
群臣承上意皆言太子舅陰識可
佚正色曰今陛下立太子為天下乎為
陰氏乎即為陰氏則陰侯可為天下
則固宜用天下之賢才帝稱善曰
欲置傅者以輔太子今傅士不難正
朕況太子乎即拝佚為太子太傅

これらの事によりつの處理得るゆゑに
ふるくある事なれ朗らか相傳の
親属といふともよき人の事いはく
やしこさせ給ふなりともよき人の師範と
なる人こそその事を擇びて太子の師とせよと
いふ事なれことの教なり其教をたとへの
そのままにてめこうるをそて承にあはせ人を

そもそも伝ふる事は學をかくしめは
一代の法宗となりたまへし學者のもとをえらび
よりて勤學しく侍るを武漢の太宗哉昌文
帝もこれに倣したるかよの事すえなら
侍りその學の功あり三韓の今となりて
政術まあらふるの道をおしたるを拾
ひてといふなりの德を守りて天下後人の鑑
とする史冊をてらし侍り
人の人まもられたるおほく侫人には
と不思議とし女婦たりなどいふ平説
まはさのみあはれやしまたも學者にも老子
荘子といふとも人まちろいはる説をも
たて天下の世為にしてすともふすともなく
生涯をゆくうちに其畢竟後の悪をも
なくこの文字の道のはしくし佞ななどいふまく
おしなへてしかりしく翁にはあるをたとを

光儀をあつかれたることもなしこころもひとすし
く称名念仏ならへは思ひたつことなく心を
弥陀にあなつりて人を女房なりとうけへきを
富といふものあかしまつりそれは富なくん
ばていかく悪人ともいはぬこころに大道の
広きをたてまつるゆへに仁義といふをいたし
めくらかなるを済ふ仏のをしへなり
光儀のあきらかなるは我といふ大事あり
なかなか人かえてこの生死のなかに捨る
仏なしといふにいてさうしへあるか
またに次第の念のしとしもの事のこと
能いさかゆえは万劫もさきとまりとう
業のしかまに沈むるまたし諸仏をとふる
ところもま阿弥陀仏ハ今度念仏のこし
なりとハ一生まてまことえてまへは人のよぶらふ

善のまことにつかしきもまいりてかなしく
よろしひと経をおほしたてしもの
こしきこしも一日の念とも十年も百年
もおなしことなりこころは決定これハ
おのつと悪事をとうの手代は我と悪事
まことなきこのせかくなるとはいかの市中にて
かふまて大悟にありたのかまへし
このころあるれハ天下ハ寛永の比の法代
なるとそしいかなる書あらつき仏の教
修行の法としすめしてまことてなから
教ひ行の人の作法ハいつくの事と
いふも又家主のおしへ本意忠信
を悟りとしてあるしらしるりしそ悟
もあしこれハ我人に同しといへとしハ
禅家の法なりこれをもて教すこしの字を

[illegible]

漢張道陵字輔漢子房八世孫建武十年生於天目山麓眉廣頴隆準方瞳七歲通道德經地理河洛圖緯之書皆極其奥退隱北邙山有白虎銜符文置座傍章帝召為太傅封冀縣侯三詔皆不就蜀隱于鵲鳴山弟子有王長者習天文通廣元相與煉龍虎大丹二年有青龍白虎護丹鼎丹成真人餌之遂飛昇白日與王長者與入北嵩山遇綉衣使者告之曰中峯石室藏上三皇內文黄帝九鼎太清丹經得而脩之乃昇天於是道陵齊戒入石室果得丹書精思脩煉得分形散影之妙忽聞天樂隱隱太上老君降于鶴鳴山謂真人曰近蜀中有六大鬼神狂暴生民子往治之則子功無量而名錄丹籍矣乃授以正一盟威秘籙三清衆經符籙丹竈秘訣雌雄劍二都功印一冠衣方裙朱履各一副且曰與子千日為朝後會園苑真人領記訖日昧秘文能集三萬六千神遂往青城山收八部鬼帥殲六大魔王真人至蒼溪縣雲金山遂與王長卜居於此老君命使者告曰子殺鬼過多上帝責子之過子再更脩三千六百日乃待子於上清八景宮中真人乃與弟子王長趙昇復往鶴鳴山重脩二十余年一日午時忽見一朱衣捧玉函進曰奉上清真符召真人遊園苑遂引登車至園榜云擬太玄都正一真人園真人既至羣仙

禮謁良久勅還人間勸度未悟真人遂
還陽平山以飛昇輕舉之法諸品秘籙
斬邪劍玉冊玉印授其子衛戒之曰領此
文驅邪誅妖佐國安民世世子紹吾之位
非吾家子孫不傳永壽元年正月七日真
午真人與夫人雍氏與王長趙昇於雲
臺峯白日昇天年一百二十三歲今其子
孫世襲真人居於江西貴溪之龍虎山

初学の讀書大学中庸ことごとく
論語孟子ようやく四書ごとに一部の
書ごとに天下普通不易の昇の法
おのおのもしてつとめいたるを是とせむ
なり芸をもってこれをこころみる人の
道理をもってこれをこころみるいたるまで

ことごとくこれをこころみて芸
あり十三経をもむなり平流をもって頑愚
しく孔子をもってこれをこころみるの書
をもむし一生のあいだ一部の書
いたるまでも新しくしてあらためず
を正反正理をもってみることもむ平流
悟りの中あるべきことを人の
の正しきと人の拙なく決定して二部
芸書仏書の異ないからず才智の助
胸襟の価値をもってこれを人事全体と
自由自在にして聖流の拙なく
学問を養ひ才思信仁義礼智八門の
その方心を能行ものの
外なしこれを人の及ばざるところ
ある人を一代の宗とせしものこの事と

改定せしいたれば脩身齊家の人く
天命を受しの人ならんと渦と消
し福といふことをまかせ動者感恵衆
皆奉行法恵を作意懸皆様徳
陽報の理微妙なることを
くはしくしるべし善徳のこと
のことを教へ信ずなり

一音の永和年のころ湯武名とふあ
ふいり想ふ人こ人のことを善
ゆこころをかんの道をいふのとまこと
是をとるや善曰入蛇竇出仏窟
約とは是を笑てはこと法可なり
因て服合の法をもて逆を法をし

音元人つのようなるけるを人
人を立りしる事あり人の命の
こころ内りるなり有た人をのるを
考をし之の事を考とい
毒情忠信の理脩身齊家の理
北の人を立ちる業をもて人を
ことを理をもてのたを治ちい事成
かくいをもて人を人をたりの理を滅
のの人をもてなるなり王人を脩ちの
なるれのこの事ちり信を考ひ義を
ちをもてもの学ひるもなるふ
愚をして恵のこのるもあるを
いふ一をもて通をして人の理四を
人をり必学をいやしとを学ひへ
厚をこをりて五の正賢のをいふ

[illegible]

宋

包整 涇縣人少嗜學好義家貯書
為萬卷堂子三人泰明廸功郎泰亨
元解泰南劍州劍浦縣丞兄弟
義聚八十余年有靈芝產其堂人
名其堂曰芝堂

宋

包極字希仁廬陵人令儀子舉進士第
嘗為郡守不少屈法以徇鄉曲事推為
第一知開封府貴戚宦官為之斂手
吏民不敢欺童雅娟安仁其名叶曰包
待制京師為之語曰開節不到有閻
羅包老以其笑比黃河清焉擢御史
中丞時東宮久闕儲嗣未定極言東宮
虛位日久天下以為憂夫萬物皆有根本
而太子天下之根本也根本不立禍孰大焉
帝曰卿欲誰立極曰臣非才備所以乞
豫立太子者為宗廟萬世計爾臣年七十
且無子非邀後福者帝喜曰當徐議
累官樞密副使為人峭直剛毅靡受
苛人雖嫉惡如仇而未嘗不推以忠恕
與人不苟合不偽辭色以悅人平生無
私書故人親黨干謁一切絕之其飲

食服用喜倫朴雖貴八如布衣時平
贈禮部尚書謚孝肅有奏議十
五卷

杜少陵の句に滄海桑田変化なりしかど
海色の変ずるやあらざりけり
想天の間うしくあはれなるものは
うしろうしろの大海の色哉
ワだをしてしくのこれるやうに
やうしうしうしさいしいしきに
ものとなりなりしかしまうし
ものの美今のちのころしくものと
なりしあれ人のしてきしい人の
ものしうしてをうしてあの更の
なりしうしうしうしうしうしうし
ちやうしうの者うすうしう病花は灯下
たうしうしうの大海の波のうしうの
世のうしうしうしうしうしうしうし
寒うしうしうしうしうしうしうし
百人の為にまるるの真実実流の
ありてをけを人を心をの興ありてを
真を殘せりう微妙の事をしみる
天下のう選ありてなりう作り虚名
うしうしうのしうしうしうしうし
あの事を今のやうに事に男に作り
いうしうあれは古人の浮文を以
うしうしうしうしうしうしうしう
世のうしうしうは苦方なれしうし

[illegible]

南北

謝景滌年二十為太子舍人意氣閑雅瞻視聰明梁武帝常目送之謂徐勉曰覺此生芳蘭竟體

君子の人の人の最とする所は雅容百官内外をとをく人々人一目をそれとみるなり帝いふこと[illegible]

謝京濠二十歳にして太子の舍人となる
故聰明この八字太子の舍人あり
[illegible]武帝つねにこの人を見まして
して徐勉をもつて
蘭竟體全體
[illegible]侍せしめらるる所なり
いつはりなく貴き世をもつて
うるはしく合はせ
[illegible]
のごとくなる色
[illegible]
[illegible]
人[illegible]
南史
謝僑字國美父謝瞻位侍中僑素貴營

一朝無食庭八子謝啟欲以班史角錢答曰寧
餓死豈可以此兒食乎太清元年卒弟謝
札字世高亦博涉多史位湘東王諮議
一朝食なし　沼[illegible]
[illegible]
食[illegible]
史冊をもつて
[illegible]
[illegible]
[illegible]

みなそのくの新しく来てこれを見
るに下の者共ようやうにしてこれ
のすまひをあらしめんとなり
なりをつくりたてまつり昇平を
のちまもりの日月のきえ難いくさを
作ることこれ盈虛をくこれをら
これをも風俗素朴の月々年々
その数流れあるやなりやを定めること
いつくあるべきを定めとまこと酒酒の手
満をはかるべき定めるのやうなるべき
矣なるあるべく民家に流るるもあれば
田畑をそこなうといへども
変じ一も新たなるあるこの
くこれをもつて山をもり

あれば
なりたることこれをいつと定り
うることうく世こと平異俗の天変
なり清災延寿玉永寧風雨雨災民
あ聖くいふ太平をいのり酒をふ
これをくく酒くそくいたく
酒をいふも酒あるくなれば酒
清くのほかせるくあるくなれば
ちくくあれたくくふくこと言あげく
いくくくちくくくちくくくの言く
水穀金銭いふそれ作りたくあるの
成く害あるくのくくくあるくりくの
主くくあるべき官人を定めるべき雑を平
治をなくくあく洋くうう

薛綜字敬文竹邑人仕吳爲五官郎中
除交阯太守官至太子少傅所著詩論賦
論難凡數萬言子燮至字道言孫皓時領
少傅又爲左國史與華覈等共撰三國史
綜孫兼字令長丹陽人有器宇少與
紀瞻陸瑀榮賀循齊名號爲五俊
初入洛張華見而奇之曰皆南金也後領
太子少傅自祖綜至兼三世傳東宮談著
美之

[illegible]國史漢[illegible]四部の[illegible]なり薛
傳の[illegible]史は[illegible]傳[illegible]の人物を[illegible]
の美覈[illegible]三[illegible]史を撰[illegible]
孫[illegible]の[illegible]孫の[illegible]

[illegible]五篇の一
[illegible]
[illegible]の英
[illegible]

爲[illegible]て白の法を[illegible]の大[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

晉

劉毅字仲雄掖人幼有孝行厲清節
大康初爲司隸校尉糾正豪右京師
肅然武帝嘗問朕可方漢之何帝
對曰桓靈帝曰朕雖不德以方之桓靈

不亦甚乎毅曰桓靈賣官錢入官
庫陛下賣官錢入私門以此言之殆
不如也帝笑曰桓靈不聞此言今暮
直臣固不同也累官至尚書左僕射

漢のものいつもの帝に仕へたく
みてあるふ桓帝に帝の
けるとい帝の曰狂心徳なく
いつもこれを桓靈に仕へるなり
かつもや毅曰桓靈は官をうるる
様を官庫に入れらるる清下いれを
私に入れ光を以ていまれ光は
桓靈にはなりかつ武帝曰桓靈の
ときかふるといふいつものをあを
狂ふ方ときのを居あり激く

ものかつすとも官をうるて
尚書左僕射となり面目をうるる
なりこれは法をうる容をうるのなり
とうるなり

徳化のことを利達ありふるに
聚飲をつとめの様をいとどしるい花
のうるくあるくしいものを平経
賢愚のちるくすいつをのを居る
ものうるくするくみるなりとし
なり

唐
潘師正貝州宗城人少喪母廬墓
以孝聞王知遠為道士師正得其術
居逍遥谷高宗幸東都召見問所
須對曰茂竹清泉臣所須也山中

不之帝尊異之詔所其廬作崇
唐觀及營奉天宮又敕真逍遥谷
作門南曰仙遊北曰尋真時太常獻新
樂帝更名祈仙望仙翹仙曲卒年
九十八贈大中大夫謚體元先生

宋

潘閬字逍遥江都人嘗居洛陽賣
藥眼目自公裳騎驢看山行吟意所適
終日弗返好事者因繪圖以觀焉孫僅
魏野皆有詩贈之至道初有言其能
詩者因召見崇政殿賜進士及第授四
門國子博士後坐盧多遜黨竄死名編
眼中除出嘗題詩鍾樓句奇崛僧疑
而迹之逸去朝廷補治方急閬度不逸
出首謫信州移太平結廬郡治西南

瀕溪居焉吟咏不輟詩若淡清勁劉攽謂
其不減劉長卿後不知所終嘗作苦吟
詩云髮任蓬々白詩須字字精貧居
詩云長使詩無病不憂家更貧

[illegible]

四門博士をつけ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

晉

劉兆字延世濟南人武帝時五辟公府

三徵博士皆不就安貧樂道潛心著述

不出門庭數十年竟不仕卒于家

公府より[illegible]

[illegible]五辟[illegible]徵[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
の[illegible]を南宛を探り九疑を覽て江
湘を浮び汶泗を渉り鄒嶧を[illegible]
の間を[illegible]梁楚を過
[illegible]初年中より太史となる[illegible]
中ごろ毎に匈奴
將軍李陵匈奴に降る[illegible]武帝
[illegible]を司馬遷[illegible]李
陵を忠[illegible]武帝怒り[illegible]
獄に下して腐刑[illegible]
石室金匱の書を[illegible]
を[illegible]下ハ穫麟[illegible]
[illegible]史記[illegible]一生[illegible]
[illegible]腐刑
[illegible]
[illegible]

[illegible]古書を[illegible]
[illegible]
武帝の不德を[illegible]
不悉の恥を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]史記[illegible]
[illegible]
文選白氏文集[illegible]
[illegible]遷の撰[illegible]

南北
司馬貞字子正河内人官朝散大夫
弘文館學士撰史記索隱及補三皇
紀三十卷自號小司馬以別之

南北
司馬彪字紹統不交人事博覽

羣籍為秘書丞作續漢書也

唐

司馬承禎字子微亭潘師正傳辟穀導引之術開元中再被召命以三體篆隸寫老子謚貞一先生廬藏用初隱終南少室二山時有意當世人目為隨駕隱士

承禎將還山藏用指終南曰此中大有佳處趣承禎徐曰以僕視之仕宦之捷徑也

子微八篇[illegible]

書[illegible]

廬藏用[illegible]

[illegible]

[illegible]

公既而台免朝覲許乘肩輿三日一入省光
不敢當曰不見君不可以視事　詔令光孚
康扶入對乃論免役吾害乞直降勅罷
之　諸將兵皆隸州縣軍政委守令通次
廢提舉常平司歸之轉運提點刑獄
邊計以和戎為使監司不用新進少年又
立十科薦士法比自從之　拜尚書左僕射兼門
下侍郎　遂罷青苗復常平法皆從之是
時兩宮虛己以聽遼夏使至必問光起居
勅邊吏曰中國相司馬矣毋輕主事開邊
隙　海內之民得離新法之苦歡若更生君子
稱其有旋乾轉坤之功云　光自見言行計
從欲以身徇社稷　賓客憫其體羸謂
宜少節煩勞　光曰死生命也為之益力病
革不復自覺諄諄如夢中語然皆朝廷
天下事也卒贈太師溫國公謚文正京師人
罷市　往弔邏帛衣以致尊　莫哭以過車

嶺南封州父老六相率具祭都中四方
皆畫圖以祀飲食必祀　光孝友忠信
恭儉正直像居處有法動作有體
兄旦年將八十奉之如嚴父保之如嬰兒
自少至老語未嘗正妄自言吾無過人者
但平生所為未嘗有不可對人言者耳
誠心自然天下敬信陝洛間師其學子其德
有不善曰君實得無知之乎於學子無所
不通惟不喜釋老曰其微言不能出五書
真誕吾不信也有文集八十卷他著述二十
四種五百餘卷　公所居一室蕭然圖書
盈几以圓木為警枕小睡則枕轉而覺
乃起讀書　溫公獨樂園文史萬餘卷晨
夕披閱雖數十年皆新若未手觸者嘗
謂兒公休曰吾只堅立藏貨貝吾性輩唯此
耳嘗獨極加寶愛惜每見爾輩輕而

指爪撮起是愛書不如愛寶八貝也其人
可知矣光嘗干帝前論青苗法不可行反
覆詳道其弊帝欲大用光王安石曰光所
言盡害政事今用光是與異論者立非臧
也及安石稱疾乃以光為樞密副使光辭曰
陛下所以用臣蓋察其狂直庶有補于國家
若徒以祿位榮之而不取其言是以天官私非
其人也臣徒以祿位榮而不能救生民之患是
盜竊名器以私其身也陛下誠能罷制
置條例司追還提舉官不行青苗助役法
雖不用臣臣受賜多矣

日本人こゝに此書を寶とする幼の時ほゝを撫り
我思を敢のべしその後をしてその人を
こゝに寶とのそこ紀廷天下のすを
のこうつのまたこのことをもつて
民はいつてこゝに義のあるこゝろをもつて
家をそなへて人のみちをこゝろ

為矣ふるこゝまでそてしこゝろ
と今よりこゝに作り今はこゝろ活をを
こゝに作り

庚子臘月廿九日 此月小盡 家手を挽て胸を拍つ
溪叟甚無事天晴て南軒甚明なり
温公の手紙を抄かし新春間日人こゝ
くもせこうまとこゝ 六十八歳叟

唐

司空圖字表聖虞鄉人咸通末進士
景福中拜諫議大夫不赴避亂隱居中條
山王官谷作休休亭號耐辱居士嘗預為
壙故人來者引置冢賦詩對酌人或難之
表聖書我非上暫遊世中公何不廣耶蒯
以女家人鸞臺自隨歲時村社圖必往盡
醉而歸嘗為王重榮作碑贈絹數十匹
圖置之市門人得取之一日而盡

中義人人と敬こゝ
こゝれこゝの書こゝに一枚のこゝ人こゝ

宋上官凝字成叔部武人進士調銅陵尉
官滿有老叟十余人送至境上餽藥數
器行數里些弦之皆白金追而反之曰奉法
循循理非私汝也詣以公義受私惠平
生平不治產所居僅蔽風雨而已均監
察御史均子愔著作佐郎吏部員外
郎出知南劍州所著有尚書小傳論語
孟子畧解及史統史旨
注を奉し理を備らるハ法ら私て
これを受ることなかれ公義なり私惠
を受ることなかれ理を備らるハ法ら
ゆるることあるなり職ることなく
その數百ばかりの人ばかりまでも
してこれを送りとどけ数里を
過てこれを送りたるハ法ら白金を
その什奉法循理のことを村老ども

[illegible]
[illegible]
[illegible]

こゝもたゞなりし史冊をてしたり
北魏之の古佛日記勒像の石碑を紹
介下たる淳熙のこゝろをもて用ゐあり
こゝいたるまで作り
人の生質自然と謙卑にして品の年
盛衰こゝろ平生このしるこゝ盛衰を
この若無濫空をのゝたゞこゝをなるこゝ
自とも大概ゝ人の位分入りつ
つこゝ一向その盛衰をつくまつを行と
こゝ人相ふかなれども今般無質といふ
こゝありこゝを元氣憔悴をありてこゝた
こゝ性弱のこゝをなくこゝをいさむこゝを
あれども正理の心極をこゝ石こゝ
廿年のこゝ人事こゝ所をこゝ
ひなくこゝこゝこゝ
なるこゝをこゝ作り